

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

妙高市長 城戸陽二

市町村名 (市町村コード)	新潟県妙高市 (152170)
地域名 (地域内農業集落名)	原通地区(上中村新田、葎生、米島新田、東四ツ屋新田、東福田新田、花房、 田中村新田、岡新田、橋本新田、坂下新田、寺尾、祖父竹、今府、 窪田新田、中島新田、東田屋新田、西田屋新田、上大塚新田、 北田屋新田、中原新田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 9 月 10 日 (第 3 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- 法人4者と認定農業者21者が耕作の中心を担っている。
- 北部地域約37haでは、県営によるほ場整備が採択されているが、具体的な整備スケジュールが決まっていない。
- 地域の農地の多くを担っている(農)上中村いきいきファームは、構成員の高齢化が課題となっている。
- ほ場整備から50年近くを経過する地域では、暗渠の更新が必要な農地が多く存在している。
- 水利管理の関係で、下流域では水不足が生じることがある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- 水稻中心の耕作を推進していく。
- ほ場整備地を中心に耕作を継続し農地を守っていく。
- 北部地域の県営ほ場整備の早期着工を県に働きかけていく。
- 規模の大きい担い手間において、集約化を進めていく。
- 話し合いを重ね、担い手となる集落営農組織や法人の設立を進める。
- 小規模農地を活用して、土地に適した園芸作物の栽培に取り組み、経営の複合化を推進していく。
- スマート農業を導入することにより、作業の省力化、効率化を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	314.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	314.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地を区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
○農業委員が入る中で、担い手間での話し合いにより集約化を進める。 ○北部地域県営ほ場整備による集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
○農業経営の安定と農村環境保全のため、担い手への集積・集約化を目指し、機構に貸し付ける。
(3)基盤整備事業への取組方針
○多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金を活用し、農道や水路等の維持・改善に取り組む。 ○北部地域県営ほ場整備の中で農道や水路の整備を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
○市(農林課・農業委員会)・JA・県振興局等との連携により、多様な経営体の確保・育成に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--